

公布された条例のあらまし

○佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（条例第 21 号）

- 1 この条例は、佐賀県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすることとした。（第 1 条関係）
- 2 この条例で使用する用語の定義について定めることとした。（第 2 条関係）
- 3 議会の責務について定めることとした。（第 3 条関係）
- 4 個人情報等の取扱いについて定めることとした。（第 4 条～第 16 条関係）
- 5 個人情報ファイルについて定めることとした。（第 17 条関係）
- 6 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止について定めることとした。（第 18 条～第 46 条関係）
- 7 適用除外等について定めることとした。（第 47 条～第 52 条関係）
- 8 罰則について定めることとした。（第 53 条～第 57 条関係）
- 9 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、10 は公布の日から施行することとした。
- 10 佐賀県情報公開条例及び佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例について、所要の改正を行うこととした。（附則第 2 項関係）

○佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第 22 号）

- 1 佐賀県議会議員の受ける期末手当に係る期末手当基礎額を改定することとした。（第 3 条関係）
- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）

- 1 文教厚生委員会の委員定数を 10 人から 9 人に改めることとした。（第 2 条関係）
- 2 常任委員の任期満了による後任者の選任を、その任期満了前 30 日以内に行うことができることとした。（第 5 条関係）
- 3 この条例は、令和 5 年 4 月 30 日から施行することとした。ただし、2 については、公布の日から施行することとした。